

平成30年度 和歌山県河川砂利採取予定者選定要綱

平成30年 4月 1日
和歌山県県土整備部

この要綱は、平成25年4月1日制定（平成30年4月1日改正）の和歌山県河川砂利採取許可方針（以下「許可方針」という。）第3項キの規定に基づき、河川砂利採取の申請に係る手続き及び河川砂利採取予定者（以下「採取予定者」という。）を選定するために必要な事項を定める。

（募集対象河川）

- 1 採取予定者の募集を行う箇所は、まとまった量の堆積があり、河川砂利の採取が可能と認められる有田川、日高川、富田川、日置川、古座川、熊野川の本川内の箇所とする。

（申込資格）

- 2 河川砂利の採取を申し込むことができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 和歌山県において砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。
 - (2) 砂利等採取許可準則（昭和41年6月1日建設省河発第83号）第7第1項に該当しないこと。

（採取希望者の募集）

- 3 河川砂利の採取が可能な河川を所管する各振興局建設部長は、各振興局のホームページにて採取希望者を募るものとする。

（採取申込手続）

- 4 採取希望者は、採取計画場所を所管する各振興局建設部に様式1の河川砂利採取申込書（以下「採取申込書」という。）及び様式2の採取計画概要書を提出するものとする。

なお、採取計画概要書については、平成35年3月31日までの期限内で、5年を限度とする採取計画期間で作成するものとする。

（採取申込書等の提出方法及び提出期限）

- 5 採取申込書及び採取計画概要書の提出方法及び提出期限は次のとおりとする。
 - ・提出方法 持参又は郵送により提出する。
 - ・提出先 採取計画場所を所管する振興局建設部
 - ・提出期限 募集日程が決定次第、河川課及び各振興局建設部ホームページにて公表する。

（採取予定者の選定）

- 6 建設部長は、別途策定する和歌山県河川砂利採取予定者選定委員会設置要綱に基づき採取予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

選定委員会は、提出された採取計画概要書について、第8項の基本項目及び加点項目に係る採点を行い、その合計を総合点として点数の高いものを採取予定者として選定する。

総合点が同点の場合は、後日建設部にて選定委員会が準備するくじにより抽選を行い、採取予定者を選定するものとする。
- 7 採取申込者が1者でかつ提出された採取計画概要書が適切である場合は、前項の規定によらず採取申込者が採取予定者となる。

(選定基準等)

8 採取予定者選定の基準は、次に掲げる評価項目によるものとする。

(1) 基本項目 (最大25点)

評価項目	配点
① 採取に伴う災害防止対策及び採取現場の安全対策	6
② 環境保全（騒音防止、濁水防止等）の具体的な方法	10
③ 水切りや公道汚濁防止の具体的な方法	3
④ 交通安全対策の具体的な方法	3
⑤ 進行管理の具体的な方法	3

ア 基本項目では、採取計画概要書に記載された砂利採取を適切に実施するため必要な提案についての評価を行う。

イ 基本項目の評価方法は、次のとおりとする。

- ・ 計画が適切であり、想定される項目を全て充足している場合は満点とする。
- ・ 計画は適切であるが、想定される項目の全てを充足していない場合は、項目を構成する小項目の充足率に応じて採点する。
- ・ 計画は適切であるが、想定される項目を全て充足していない場合は0点とする。
- ・ 計画に違法性がある等、不適切な場合は失格とする。

(2) 加点項目 (最大10点)

評価項目	配点
⑥ 採取計画数量（全体量） ※採取計画が適切で、全体採取計画数量が最も多い者に2点、次点の者に1点を加点（同数量の場合は上位2者に各2点を加点）。	2
⑦ プラント等の設備投資状況 ※新設の場合は5点、既存施設の改修（修繕）の場合は3点を加点。	5・3
⑧ 業務主任者の資格 ※申込時において資格取得日から5年を経過する場合は1点を加点。	1
⑨ 本店の有無 ※採取計画箇所が所在する振興局管内に本店を有する場合は2点を加点。 振興局内には本店を有しないが、県内に本店を有する場合は1点を加点。	2

ア 加点項目では、地域貢献度等について評価を行う。

イ 評価に係る時点等については次のとおりとする。

- ・ ⑦は、今回の許可方針の見直しに対応したものについて評価する（新設や改修が完了していない場合は、申込時に契約書等によって確認）。
- ・ ⑧と⑨は、採取申込み時点での状況を記載するものとする。

9 選定に当たって不明な点が生じた場合、選定委員会は採取申込者へ詳細な説明を求めることができるものとする。

10 採取予定者の選定後、許可及び認可までの間に採取予定者に事故があったときは、選定における総合点が次点の者を繰り上げて選定する。次点の者が不在の場合は、募集からやり直すものとする。

(選定結果の通知等)

11 建設部長は、採取予定者の選定結果を様式3又は様式4により全ての採取申込者に通知するとともに各振興局のホームページに選定結果を公表する。

12 建設部長は、採取予定者の選定結果を河川課長あてに報告するものとする。

13 選定された採取予定者は、自らが提出した採取計画概要書の採取計画場所に限り、採取計画期間が満了するまでの間、他者に優先して申請することができるものとする。ただし、流況の変化等により、提出された採取計画概要書の全てについて申請できることを保障するものではない。

(採取の申請手続)

14 採取予定者は、河川法第25条の規定による許可及び砂利採取法第16条の規定による認可の申請手続を行うものとする。

15 申請は毎年度行うものとする。1回の申請は1年を超えない採取期間とし、申請毎の採取数量を記載するものとする。

(採取予定者の取消し)

16 建設部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採取予定者を取り消し、様式5により採取予定者であったものに通知するものとする。

(1) 採取申込書に虚偽の記載があったとき。

(2) 採取申込みに関して不正な行為があったとき。

(3) 採取計画年度内に申請がないとき。ただし、やむを得ない理由がある場合を除く。

(4) 採取予定者が建設部長に対して取り消しを申し出たとき。

17 採取者が採取に係る許可及び認可を受けた後であっても、前項の各号に該当することが判明した場合には、第13項に掲げる採取予定者を取り消し、当該許可及び認可を取り消すことができるものとする。

(採取予定者が不在である箇所での採取手続)

18 募集の結果、採取予定者が不存在である箇所及び採取予定者を取り消され、採取予定者が不存在となった箇所については、河川法第25条の規定による許可及び砂利採取法第16条の規定による認可の申請を、単年度において随時受け付けるものとする。

(採取の際に付される条件)

19 採取にあたっては、河川法、砂利採取法の規定に基づく条件のほか、他の法令や条例、規則等に違反することのないよう運営すること。

(その他)

20 砂利採取の申し込みを行うにあたって試掘を希望する者は、採取申込手続の前に、その旨を書面にて所管の建設部長に申し込むことができる。試掘の費用は申込者の負担とし、試掘の際には所管する建設部の職員が立ち会うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。